

在日ブラジル学校における
キャリア形成に向けた
日本語教育広域連携プロジェクト

特定非営利活動法人

多文化共生リソースセンター-東海

2019年6月21日(金)

日本語教育の 推進に関する法律

参議院

投票総数	231
賛成	231
反対	0



日本語教育の推進に関する法律 概要

目的（第一条関係）

(背景) 日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

↓

そこで、定義以下について定めることにより、

(目的) 多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

- | | | |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務 | ・地方公共団体の責務 | ・事業主の責務 |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。



在日ブラジル学校

- 1990年の入管法改定により、南米からの日系人が多数来日
- 帰国までの間の子どもたちの学びの場が生まれる
- 2000年代になり、ブラジル政府が「学校」として認可し始める
- 2021年4月現在、国内に36の認可校が存在（小学生～高校生）
- ほとんどの生徒が卒業後も日本での生活を継続
- **正社員としての就労や大学進学は困難** → 非正規雇用、フリーター、無業者



- ✓ 自己肯定感の低さ
- ✓ キャリアをイメージできる情報や体験の不足
- ✓ 希望する進路に必要な日本語力の不足



日本語教育
×
キャリア教育

文化庁「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した 日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラム

＊旧名「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

事業目的

日本国内の各地域に在住する外国人等が、生活していく上で必要となる
日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるような
枠組みを構築するため、NPO法人等が行う「**特定のニーズ**」に着目した
先進的な取組を支援すること

令和3(2021)～令和5(2023)年度 採択

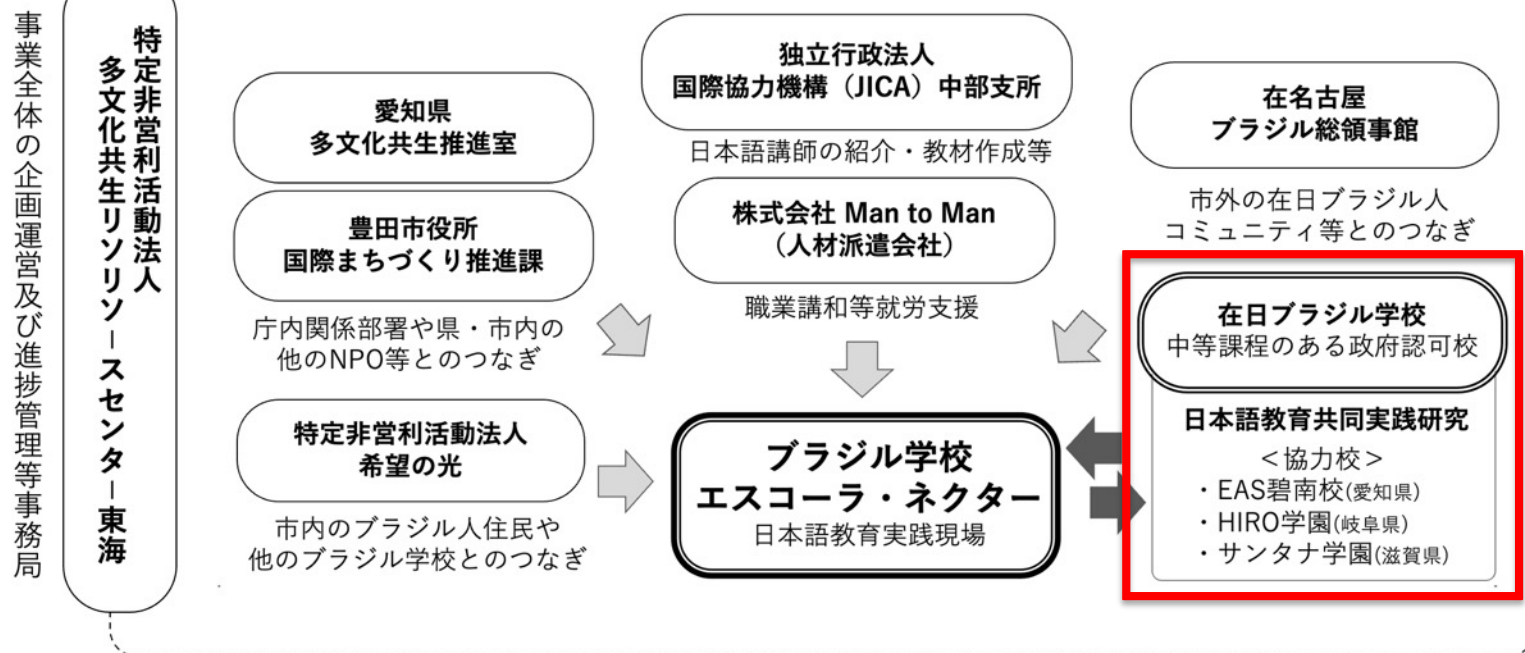
【取組】 1 運営委員会

2 卒業後のキャリア形成に向けた日本語教育プログラム

3 在日ブラジル学校と地域社会とのネットワーク構築

NEW 4 在日ブラジル学校における日本語教育担当者との共同実践研究

【協力団体】



【取組2】卒業後のキャリア形成に向けた日本語教育プログラム

【対象】

エスコラ・ネクター在校生及び卒業生（中等課程以上） 11名

【目標】

- ・ 在日ブラジル学校在籍者が、卒業後の自身のキャリア（進路・進学等）を描けていること
- ・ 希望するキャリアに近づくための日本語コミュニケーション力等を備えていること

【内容】

* 生活日本語及びキャリア教育としての日本語の習得（日本語教育の参照枠 A2～B1レベル）

【大分類】

I 健康・安全に暮らす, III 消費活動を行う, IV 目的地に移動する, VII 人とかかわる
VIII 社会の一員となる, IX 自身を豊かにする, X 情報を収集・発信する

【中分類】

02 安全を守る, 05 災害に備え、対応する, 05 物品購入・サービスを利用する, 07 公共交通機関を利用する, 14 他者との関係を円滑にする, 15 地域・社会のルール・マナーを守る, 20 余暇を楽しむ, 21 通信する

【小分類】

(04)事故に備え, 対応する, (05)災害に備え, 対応する, (08)物品購入・サービスを利用する
(10)電車, バス, 飛行機, 船等を利用する, (31)人と付き合う, (34)住民としてのマナーを守る
(44)余暇を楽しむ, (46)インターネットを利用する

【取組2】卒業後のキャリア形成に向けた日本語教育プログラム

【教材】

国際交流基金『いろどり』+「つなひろ」、自作教材等

【受講料】

無料

【時間数】

計60～100時間程度

【期間】

3～6か月

【場所】

エスコラ・ネクター（豊田市）

【指導者・講師】

コーディネーター	1名
日本語講師	1,2名
補助者（通訳等）	2名



【取組2】卒業後のキャリア形成に向けた日本語教育プログラム

授業風景



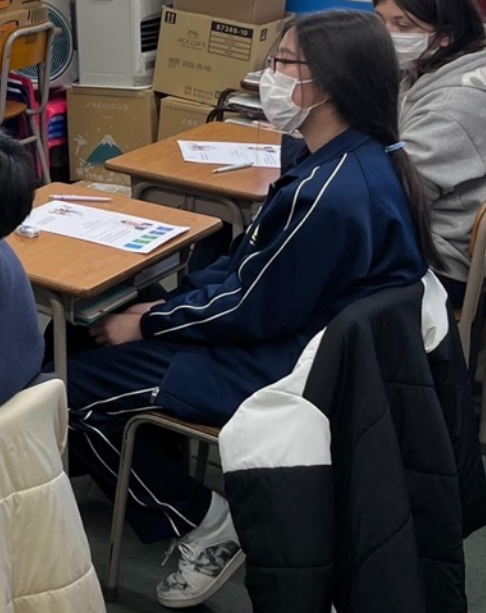
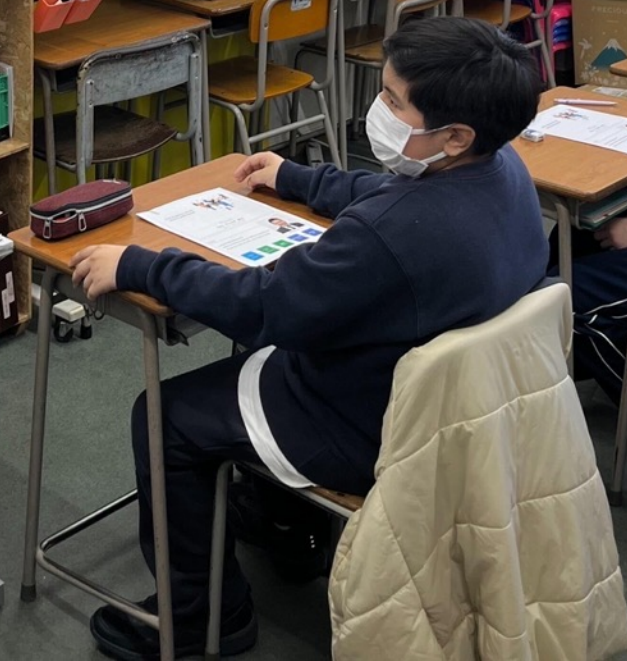
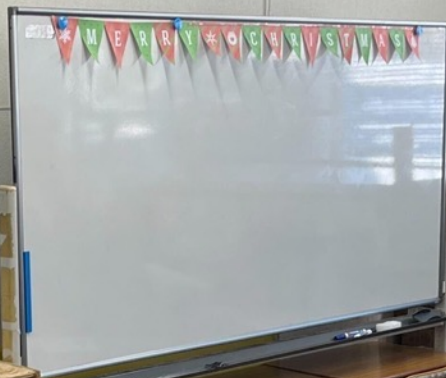
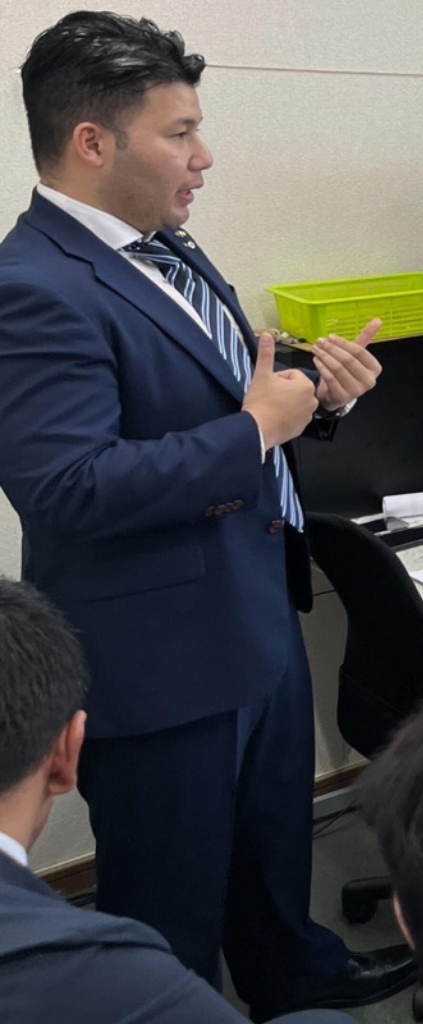
【取組2】卒業後のキャリア形成に向けた日本語教育プログラム

ゲスト講義(豊田市役所)



【取組2】卒業後のキャリア形成に向けた日本語教育プログラム

ゲスト講義 (Man to Man株式会社)



【取組2】卒業後のキャリア形成に向けた日本語教育プログラム

大学訪問(日本福祉大学)



【取組2】卒業後のキャリア形成に向けた日本語教育プログラム

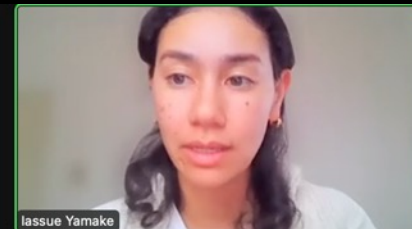
大学訪問(名古屋外国語大学)



自治体、企業、大学等と、今後の連携に向けた意見交換を継続中

1996年～ 現ネクター校長の自宅でポルトガル語教室を開設

様々な理由で日本の公立校に適應できなかった不登校児や不就学児となっていたブラジルルーツの子どもたちの居場所と学び場として運営。



【取組4】在日ブラジル学校における日本語教育担当者との共同実践研究

各学校を訪問し、日本語の授業見学と意見交換

- エスコーラ・ネクター（愛知県豊田市）
- イーエーエス碧南校（愛知県碧南市）
- HIRO学園（岐阜県大垣市）
- サンタナ学園（滋賀県愛荘町）



今後も日本で育っていく
外国人学校の子どもたちにも、
**公的な、質の高い日本語教育の
機会を提供してください！**



(参考) これまでの取組をブログでご紹介しています。

